

1) 新規採用用語

(P155)

機能性表示食品 [food with function claims] 保健機能食品制度の一カテゴリーで、特定保健用食品、栄養機能食品と併せて保健機能食品と総称される。機能性表示食品は2015（平成27）年4月1日食品表示法の施行に伴い創設された。事業者の責任において有効性・安全性を確認した上で機能性を表示し、消費者が商品を適切に選択し健康維持に役立てるための食品。有効性の根拠は最終製品を用いた臨床試験、もしくは、最終製品または成分によるシステマティック・レビューにより示す必要がある。機能を表示するためには販売60日前までに消費者庁長官に届け出をする必要がある。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の許可を受けたものではない。届出内容は消費者庁のホームページにおいて公開されている。

(P320)

症例集積研究 [case series study] ある疾患をもつ患者または同じ治療を受けた患者の観察データを複数集めて行う研究方法で、症例シリーズともいわれる。対照群は設けておらず、特定の疾患をもつ患者群の状況をまとめた研究である。

(P628)

ミルクアルカリ症候群 [milk-alkali syndrome] 20世紀の初め頃に、胃潰瘍の治療法として牛乳とマグネシウム製剤を摂取するという治療法が行われていた。この治療の際に、高カルシウム血症により急性の嘔吐や意識障害が観察され、牛乳中のカルシウムとマグネシウム製剤（アルカリ）が原因であることから、ミルクアルカリ症候群と名付けられた。ミルクアルカリ症候群では、高カルシウム血症、代謝性アルカローシス、急性腎障害が生じる。現在は、胃潰瘍の治療にはヒスタミンH₂受容体拮抗薬やプロトンポンプ阻害薬が使用され、ミルクアルカリ症候群はほとんど見られない。しかし、高カルシウム血症は骨粗鬆症の治療において、カルシウム剤と活性型ビタミンDを使用した際などに認められることがあり、カルシウムアルカリ症候群と呼ぶように提唱されている。

(P649)

有機酸 [organic acid] 酸性を示す有機化合物の総称。一般に弱酸で、カルボン酸、スルホン酸、フェノール類などに分けられる。日本食品標準成分表 2015年版（七訂）炭水化物成分表編には、別表として有機酸が記載されることとなり、ギ酸、酢酸、グリコール酸、乳酸、グルコン酸、シュウ酸、マロン酸、コハク酸、フマル酸、リンゴ酸、酒石酸、 \pm -ケトグルタル酸、クエン酸、サリチル酸、*p*-クマル酸、コーヒー酸（カフェ酸）、フェルラ酸、クロロゲン酸、キナ酸及びオロト酸の20種類の分析値とそれらの合計値が記載された。食品成分表の分野では、飽和カルボン酸のうち、炭素数が4以上は脂肪酸、3以下は有機酸に分類し、一般にアミノ酸と呼ぶ有機酸のうち、タンパク質を構成するアミノ酸はアミノ酸成分表で扱われる。